別表42の表を次のように改める。

42　ＲＯＣＡ岬沖分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第１中央部分離帯」という。）、トからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第２中央部分離帯」という。）、ワからソまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びワに掲げる地点とソに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第３中央部分離帯」という。）、ツからムまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びツに掲げる地点とムに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第４中央部分離帯」という。）並びにウからオまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びウに掲げる地点とオに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「側方分離帯」という。） イ　北緯38度51・91分西経10度8・38分の地点 ロ　北緯38度41・45分西経10度8・38分の地点 ハ　北緯38度34・88分西経10度6・43分の地点 ニ　北緯38度34・62分西経10度7・84分の地点 ホ　北緯38度41・32分西経10度9・83分の地点 ヘ　北緯38度51・91分西経10度9・83分の地点 ト　北緯38度51・91分西経９度59・08分の地点 チ　北緯38度42・31分西経９度59・08分の地点 リ　北緯38度36・55分西経９度57・37分の地点 ヌ　北緯38度35・61分西経10度2・49分の地点	クからマまでに掲げる地点を順次に結んだ線と第１中央部分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「第１南航船用通航路」という。）、第１中央部分離帯の東側の境界線と第２中央部分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「第２南航船用通航路」という。）、第２中央部分離帯の東側の境界線と第３中央部分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「第１北航船用通航路」という。）及び第３中央部分離帯の東側の境界線と第４中央部分離帯の西側の境界線との間の海面（この表において「第２北航船用通航路」という。） ク　北緯38度51・91分西経10度13・78分の地点 ヤ　北緯38度40・96分西経10度13・77分の地点 マ　北緯38度33・92分西経10度11・69分の地点	陸岸と側方分離帯の東側の境界線との間の海面のうち北緯38度51・91分の緯度線と左欄のヰに掲げる地点からＣＡＰＥ　ＲＡＳＯ灯台（北緯38度42・56分西経９度29・14分の地点）に引いた線との間の海面
ル　北緯38度41・83分西経10度4・33分の地点 ヲ　北緯38度51・91分西経10度4・33分の地点 ワ　北緯38度51・91分西経９度53・43分の地点 カ　北緯38度42・85分西経９度53・43分の地点 ヨ　北緯38度37・56分西経９度51・86分の地点 タ　北緯38度37・３分西経９度53・28分の地点 レ　北緯38度42・71分西経９度54・88分の地点 ソ　北緯38度51・91分西経９度54・88分の地点 ツ　北緯38度51・91分西経９度44・43分の地点 ネ　北緯38度39・17分西経９度43・12分の地点 ナ　北緯38度38・27分西経９度48・02分の地点 ラ　北緯38度43・２分西経９度49・48分の地点 ム　北緯38度51・91分西経９度49・48分の地点 ウ　北緯38度51・91分西経９度41・23分の地点 ヰ　北緯38度39・74分西経９度39・99分の地点 ノ　北緯38度39・63分西経９度40・63分の地点 オ　北緯38度51・91分西経９度41・87分の地点		

備考１　通航路の進行方向は、通航路に沿った方向であって、第１南航船用通航路は第１中央部分離帯を、第２南航船用通航路及び第１北航船用通航路は第２中央部分離帯を、第２北航船用通航路は第３中央部分離帯をそれぞれ左舷側に見る方向である。

２　第１南航船用通航路及び第１北航船用通航路は、危険物又は汚染物質をばら積みしている船舶の通航路である。

３　第２南航船用通航路及び第２北航船用通航路は、危険物又は汚染物質をばら積みしていない船舶の通航路である。

４　第４中央部分離帯の東側の境界線と側方分離帯の西側の境界線との間の対面航路は、ＦＩＮＩＳＴＥＲＲＥ岬とＰＵＮＴＡ　ＤＥＬ　ＰＥＬＬＯとの間にある港間を航行する船舶、ＬＩＳＢＯＮ港に入港するため南航する船舶及びＬＩＳＢＯＮ港を出港し北航する船舶の通航路である。

５　1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された同条約附属書Ⅰの付録Ⅰに規定する油を輸送している船舶並びに同条約附属書Ⅱの付録Ⅰ及びⅡに規定するＸ類及びＹ類に該当するばら積み貨物を輸送している船舶には、備考４の規定は適用しない。